

IV-52

八郎潟干拓事業における計画プロセスに関する考察

秋田大学 学生員 ○長友 芳立

秋田大学 フェロー 清水浩志郎

秋田大学 正 員 木村 一裕

1. はじめに

八郎潟干拓計画は江戸・明治時代からあったが、その規模は小さく湖岸を70~400ha干拓するというものであった。国営干拓構想として初めて干拓案が考えられたのが1924年（大正14年）の可知農商務省技師の「八郎潟土地利用計画（可知案：図-2）」であった。

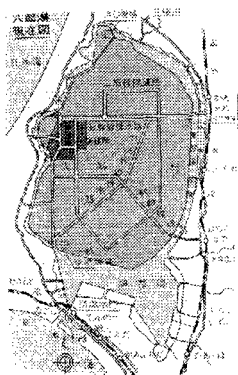


図-1 八郎潟現在図

その後1941年（昭和16年）師岡農林省技師の「八郎潟干拓計画（師岡案：図-3）」、金森内務省仙台土木出張所長の「八郎潟工業地帯造成計画（金森案：図-4）」、1948年（昭和23年）に狩野仙台農地事務局農林技官の「八郎潟干拓国営事業計画（狩野案：図-5）」、1954年（昭和29年）オランダ、デフオルト大学のヤンセン教授の「日本の干拓に関する所見（ヤンセン案：図-6）」の5種類の干拓案が立案された。

この研究では各干拓案の特徴と社会的背景から、その計画プロセスを考えていきたい。

2. 各干拓案の社会的要請と特徴

1) 可知案

1918年（大正7年）に米騒動が起こったが、その翌年政府は開墾助成法を出して、食糧増産を奨励し、干拓が促進された。

可知案は調節水面を残

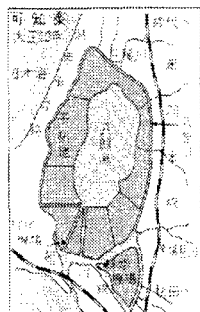


図-2 可知案

したため、工期が短く事業費が他の干拓案より低廉で工期が短くて済む。

しかし、排水を日本海に自然流下させるため防潮水門の必要性があった。

2) 師岡案、金森案

八郎潟干拓が次に問題になったのは、1937年（昭和12年）日華事変を動機として、食糧自給強化施設耕地事業を全国的に実施することとなり、その施工予定地として八郎潟が選定された。同時に内務省仙台土木出張所においても、東亜情勢を考慮し、船川港の整備並びに工業地帯造成を意図した。内務省と農林省は共同調査を行い、総合計画を樹立する事になった。

両案および狩野案は全面干拓のため漁業関係者の反対が強く、灌漑用水を遠方の米代川に求める必要があり、事業費は高額だった。

3) 狩野案

終戦とともに、朝鮮・台湾などの植民地を失い日本は最も切実な食糧危機に見舞われることとなり、早急に食糧自給策をたてる必要に迫られた。政府は、1946

年（昭和21年）の予算で全国の干拓国営事業を発足させ、千葉県印旛沼・九州有明湾・岡山県児島湾

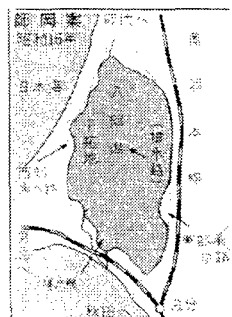


図-3 師岡案

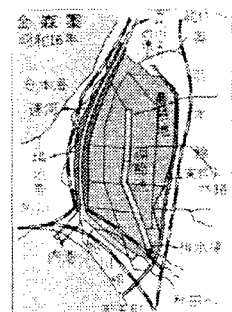


図-4 金森案

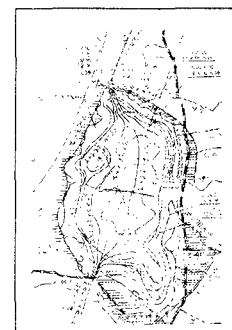


図-5 狩野案

などの干拓に着手した。八郎潟干拓は湖岸の漁業者の反対により、秋田県知事は予算を返上せざるをえなかった。

4) ヤンセン案

1951年(昭和26年)サンフランシスコ対日講和条約の成立により、1952年には輸入食料を減少させるため食糧増産5カ年計画が策定された。

同年農林省は、八郎潟干拓を実施するため、干拓調査事務所を設置し、専門技術者や地元関係者を集

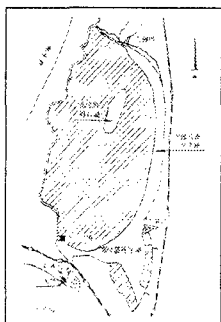


図-6 ヤンセン案

めて、これまでの4案の比較検討を行った結果、可知案に賛成者が最も多かった。しかし、多くの漁業関係者の反対と技術的な問題点もあり、干拓計画を再検討する必要性が出てきた。1954年(昭和29年)オランダ干拓事業の権威ヤンセン教授とホルカー技師の現地視察により、八郎潟は全国で最も技術的に実施可能な計画と認められ、可知案と師岡案の折衷案のヤンセン案が決定した。この案では軟弱地盤の馬場目川地先の築堤を避ける部分干拓で、防潮水門を設けることになっており、現在の干拓の基礎とな

っている。

3. 干拓案の概要

各堤防線を決定する要因となった造成面積と洪水調節および用水源については表-1にまとめておく。

4. まとめ

八郎潟干拓計画は何度となく立案されたが、様々な問題によって実行されることはなかった。特に漁業関係者の反対は厳しく、最終的に干拓できたのは反対派を推進派に変えたことが大きな要因だったと考える。今後はどのようにして干拓計画が承認されていったか、そのプロセスをほかの干拓事業と比較しながら評価していきたい。

5. 参考文献

- 1) 八郎潟干拓地からの報告——入植社の記録——坂本進一郎 著 秋田文化出版社発行 1975(S.50).8.10
- 2) 八郎潟——干拓と社会変動——秋田大学八郎潟研究委員会 代表半田市太郎編 (株)創文社 1968(S43).3.31
- 3) 国上はこうして作られた 八郎潟干拓の記録 富民協会編 富民協会発行 1974(S49).4.10
- 4) 八郎潟新農村建設事業団史 八郎潟新農村建設事業団編 発行 1976(S.51)3.25

表-1 干拓案別概要

	農地造成面積	洪水調節	用水源
可知案	12,230haの中央部に6,640haの遊水池を残す。	1. 八郎潟の東岸および南岸に沿って入承水路を開削し、流域の洪水を船越水道から自然放流する。	西岸に小さな承水路を設け一時の貯水として用排水として利用する。なお、干拓地盤は周囲から中央に向かって低下しているので水は中央部に向かって自然流下する。
師岡案	18,500ha	1. 東岸沿いに東部承水路を開削し、潟に流入させず、大久保野村地先にて丘陵を掘削して、日本海に排水する。 2. 西岸に沿い西部承水路を開削して浅内川を受け、船越水道に自然排水を行う。 3. 天王村塩口と私戸村大鼻先を結ぶ線に締め切り堤を増築し、東西両水路に囲まれた内側の雨水を両排水機場によってポンプ排水する。	米代川を引水し、八郎潟北部、浜口村まで、東西両幹線用水に分水し用水源とする。
金森案	農地14,000ha 工業用地250,000km ²	1. 潟内に流入する河川は東岸に幅100m延長34kmの新川を作って天王から海に注がせ 2. 干拓地の中央に幅700m長さ1,900mの貯水池を設け、干拓内排水量の調節をする。	工業用水および灌漑用水は、西岸に幅500m深さ8m延長13kmの運河を開削して米代川の用水を引水する(運河は船越より、自然に内港となり6,000t級の船が出入りできる。)
狩野案	17,328ha	1. 湖に流入する河川水は、湖の四囲に干拓区外承水路を設けて日本海に放流する。 2. 八郎潟自身の流出水は、船越水道を締め切り、外海との連絡を遮断し、潟内を上、中、下の承水路によって導き地区内別に排水機場によってポンプ排水をする。	北秋田郡小阿仁村萩形と南秋田郡馬場目村築造する貯水池と米代川の水を揚水して用水源とする。
ヤンセン案	13,000ha	馬場目川地先に高水位残存湖(調整池)および承水路を設け洪水調節と用水源とし、防潮水門を加えた。干拓地内の低水位残存湖は施工段階で取りやめとなる。	